環境厚生委員長報告をいたします。

環境厚生委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部を改正する条例」の条例案1件、「専決処分事件の報告及 び承認について」など一般事件案3件、「令和5年度島根県一般会計補正予算(第1 号)」の予算案1件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち 主なものについて報告いたします。

承認第1号議案「専決処分事件の報告及び承認について」のうち、環境生活部所管 分についてであります。

「海岸漂着ごみ等の回収・処理対策事業費」について、委員からは、市町村に対して、自治会などのボランティアによる漂着ごみの回収活動を紹介した上で、せっかくの国補助事業を無駄にせず有効活用してもらえるよう事業の目的や内容などを、しっかり周知すべきであるとの意見がありました。また、別の委員から、市町村が事業を実施しやすいよう、県も実施手順などの調整に工夫してほしいとの意見がありました。それに対し執行部からは、引き続き、県、市町村の海岸管理者と連携して事業を実施し、事業の進捗状況によっては年度途中で県や市町村の間での予算配分を調整するなど、事業費の有効活用に努めたいとの回答がありました。

また、別の委員から、国際的な環境保全に取り組むよう国に対してしっかり要望すべきであるとの意見があり、執行部からは、対岸諸国に海岸漂着ごみ対策を促すよう、引き続き国へ要望していきたいとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第1号は、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現について国への意見書提出を求めるものであります。本請願については、国の骨太方針2022に、生涯を通じた歯科健診の具体的な検討を行うことが盛り込まれている

こと。また、島根県の歯科口腔保健の推進に寄与するものであることなどから、全会 一致をもって「採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、この請願にかかる意見書については、後ほど久城議員から提案理由を説明い たしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、環境生活部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和4年度島根県消費者センター消費生活相談の 状況について」では、委員から、高齢者が被害にあわないよう、苦情相談が多い事例 や苦情相談の内容等の情報をしっかり周知してほしいとの要望があり、執行部から は、チラシや自治体放送等の高齢者に伝わりやすい広報媒体を活用し、確実に情報が 届くような取り組みをしていきたいとの回答がありました。

次に、健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「新型コロナウイルス感染症の感染状況等について」では、委員から、新型コロナウイルスの対応が5類に移行され発生状況の公表方法が変更されたが、感染拡大の状況が分かりにくいので、県民に伝わりやすいよう公表方法を工夫してほしいとの要望がありました。

また、執行部から報告のありました「国民健康保険料の滞納等の状況について」では、委員から、市町村が滞納者の健康保険証を短期保険証や資格証明書に切り替える措置を行うことがあるが、この場合、市町村は滞納者の生活状況をよく把握した上で対応すべきであるとの意見があり、執行部からは、市町村においては滞納者に対して文書催告、電話指導、戸別訪問の手順を踏んだ上で切り替えの措置を行っている。県としても滞納者の受診に影響が出ないように配慮する必要があることは認識しており、市町村に対して、滞納者の生活状況に配慮し柔軟に対応するよう、引き続き助言指導をしていきたいとの回答がありました。

また、執行部から報告のありました「令和4年度介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査結果について」では、委員から、書面でのアンケート調査では把握できない情報があると思うので、施設に出向いてヒアリング等を行い実態把握に努め、今後の施策に活かしてほしいとの意見があり、執行部からは、この数年、新型コロナのため実施していなかった施設などへの実地調査を今年度は実施することとしているので、そこでの意見も聞きながら様々な施策に活かしていきたいとの回答がありました。

最後に、本委員会の調査テーマについてであります。

本委員会では、「すくすく成長する子どもの環境づくり~島根で育む未来のため

に~」を調査テーマに設定いたしました。

保護者が学校外において安心して子どもを預けられる場所として、また、子どもたちが放課後を安心・安全に過ごし、自主性や社会性、創造性を育む生活・遊びの場として、放課後児童クラブは子育て支援に欠かせないものとなっており、こうした放課後の子どもの居場所の重要性とニーズは、ますます高まっています。

他方、子どもの体力の現状については、「走る」、「飛ぶ」、「投げる」といった、基本的な運動能力の低下が指摘されています。

幼児期において、遊びを中心とする身体運動を十分に行うことは、多様な動きを 身に付けるだけではなく、心肺機能の強化や骨形成にも寄与することに、そして生 涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育むことにつな がるなど、豊かな人生を送るための基盤づくりにもなると考えられます。

また、幼児期や学童期の身体運動が大人になってからの体力や健康に影響することから、子どもたちには、日頃からスポーツ・レクリエーション活動を通じて運動への興味付けや習慣化を促していくことが必要であると考えられます。

このため、島根の子どもたちが、すくすく成長するための環境である放課後児童 クラブ等の状況や、遊びや身体運動を通じて健やかに育つよう特色ある取組を行っ ている子育て支援施設等の事例や県で実施する「しまねっ子チャイルドアクティブ プログラム事業」の現場を調査し、課題等の把握と必要な施策等の検討を行ってま いりたいと考えております。

以上、環境厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。